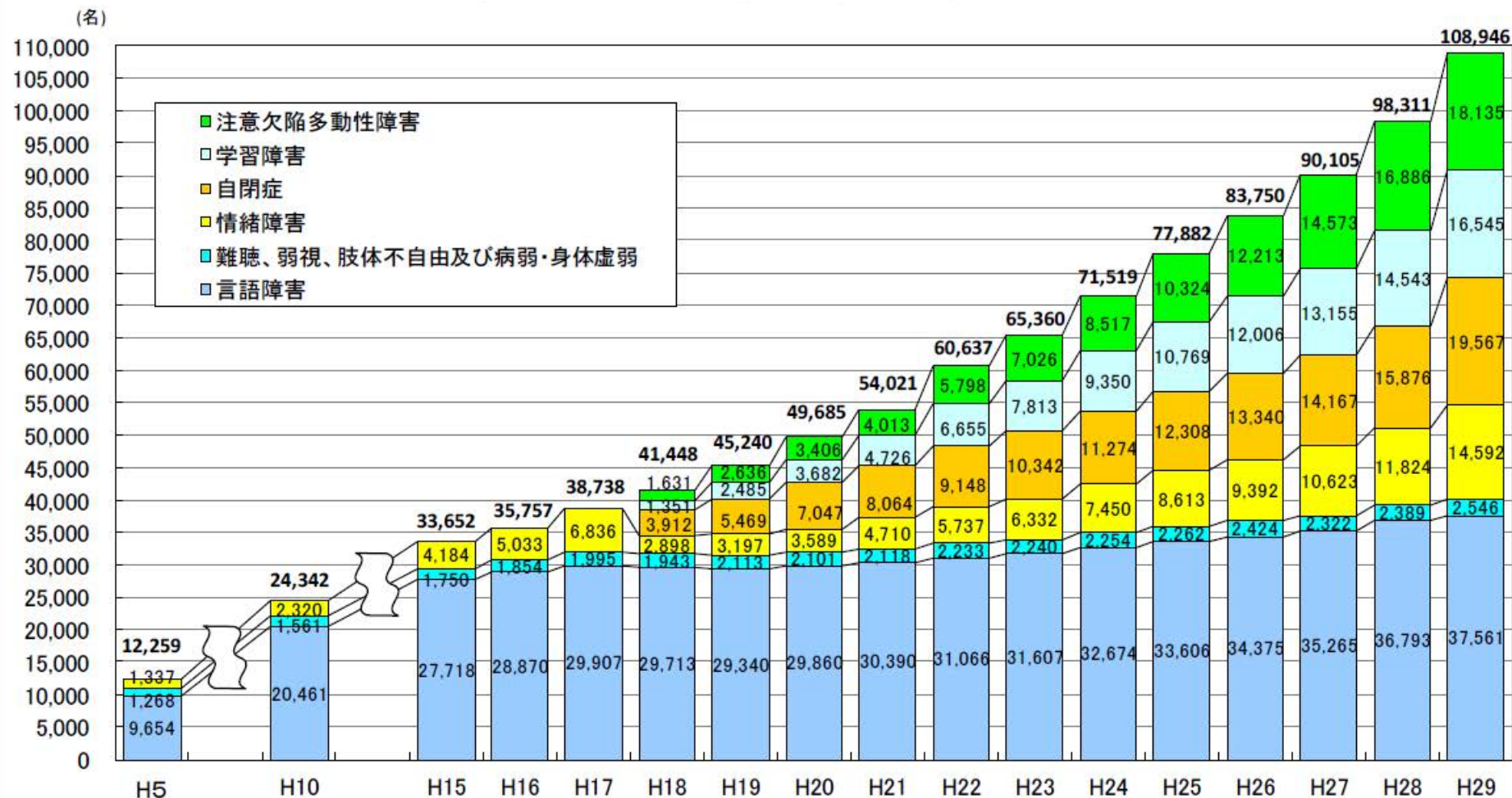


通級による指導を受けている児童生徒数の推移(障害種別／公立小・中学校合計)



※ 各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計である

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定

(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導の対象として対応)